

令和4年度 死因究明拠点整備モデル事業の実施結果について

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明拠点整備モデル事業

目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

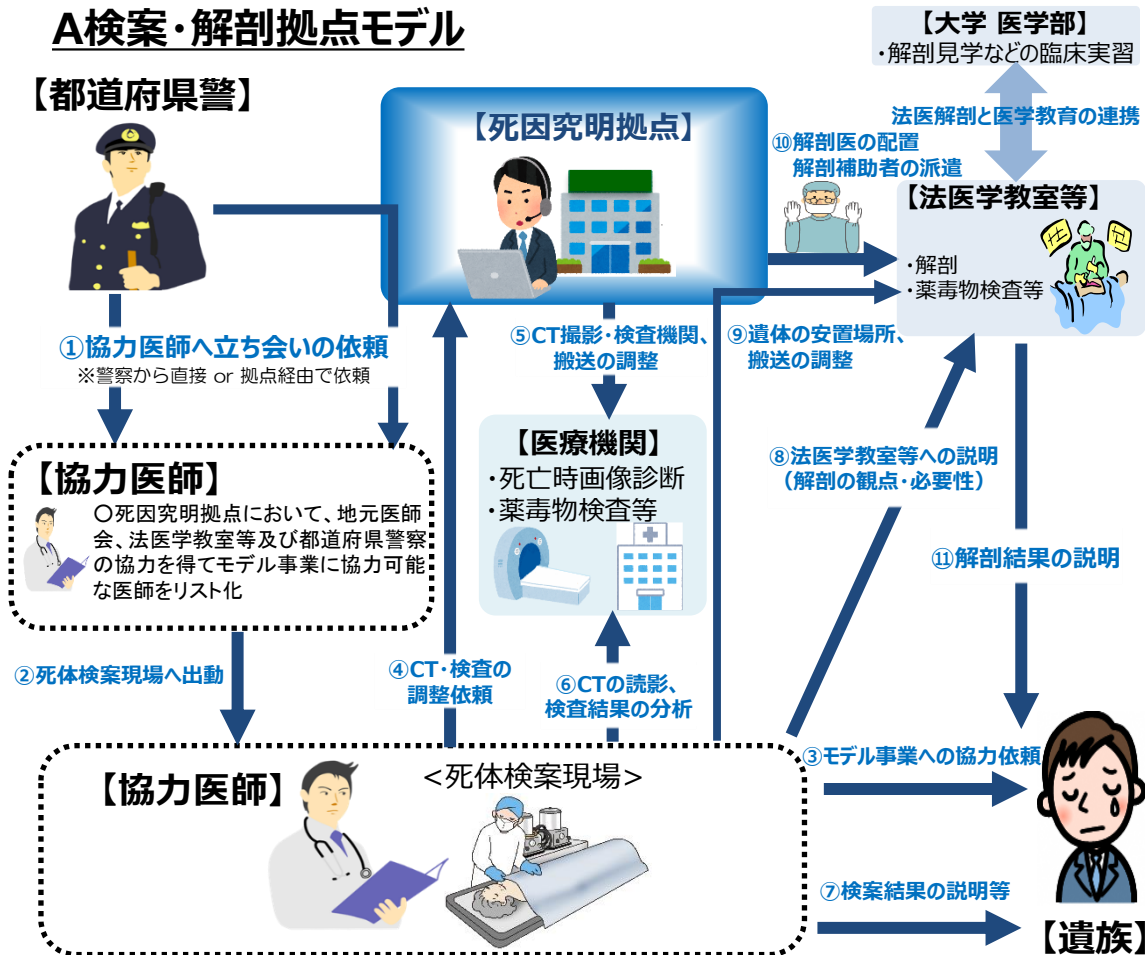
事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

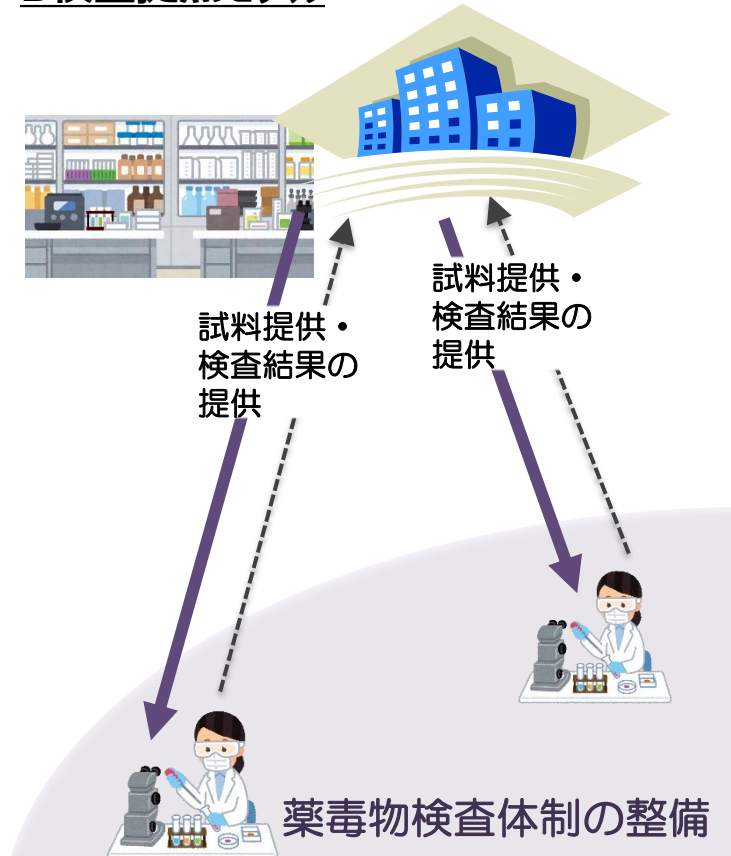
(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

A検案・解剖拠点モデル

【都道府県警】



B検査拠点モデル



令和4年度の実施主体について

検案・解剖拠点モデル

京都府

実施前の課題：警察が事件性がないとした遺体は一部で死後CT検査が行われていたが、多くの遺体は検案医は外表所見のみで死因をつけるしかなかった。

実施期間：令和4年8月～令和5年3月

交付確定額：2,958千円

大阪府

実施前の課題：事件性のない遺体の死因究明体制については、監察医制度のある大阪市に対し、大阪市以外は検査・解剖等できる体制がなく、府域での死因究明体制の均てん化が課題となっている。

実施期間：令和4年11月～令和5年3月

交付確定額：1,129千円

沖縄県

実施前の課題：亜熱帯気候に属するため、亜熱帯地域で多く見られる感染症のリスクがあるなど、公衆衛生の向上を目的とした死因究明が求められている。承諾解剖は他地域と比べて多い一方で、公衆衛生上の観点のウェイトは大きくない。

実施期間：令和4年12月～令和5年3月

交付決定額：1,432千円

薬毒物検査拠点モデル

香川大学

実施前の課題：犯罪性がないと判断される事例について、医学的観点から薬毒物検査を必要と判断していても、検案医が実質的に検査を依頼できる機関がなく、検査の受け皿がない。

実施期間：令和4年8月～令和5年3月

交付確定額：9,492千円

実施体制について

検案・解剖拠点モデル

京都府

京都府立医科大学

職種	人数
医師	3
歯科医師	1
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（解剖補助）	4
その他（看護師）	4
その他（薬毒物分析）	1
合計	15

協力検案医：22人

薬毒物検査拠点モデル

香川大学

香川大学

職種	人数
医師	2
一般事務	1
その他（技能補佐員）	3
合計	6

協力検案医：48人

大阪府

大阪大学

職種	人数
医師	4
歯科医師	1
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（外国医師）	1
その他（教員）	1
その他（薬物検査担当）	1
合計	10

協力検案医：2人

沖縄県

琉球大学

職種	人数
医師	2
薬剤師	1
臨床検査技師	2
一般事務	3
合計	8

協力検案医：0人

岡山大学※事業内で検査実績はなし

職種	人数
医師	2
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（技術補助）	2
合計	6

川崎医科大学※事業内で検査実績はなし

職種	人数
医師	1
薬剤師	1
一般事務	1
合計	3

事業の実施結果について①

京都府（京都府立医科大学）

事業開始前の課題

警察が事件性がないとした遺体は一部で死後CT検査が行われていたが、多くの遺体は検案医は外表所見のみで死因をつけるしかなかった。

事業成果

- ✓ **本事業による死因究明手段の増加**
- ✓ **死因究明における解剖の重要性の認識向上**
承諾解剖の所見を警察検案医にフィードバックすることで、検案時に疑問に思われていた点について回答することができた事例もあった。検案医に改めて解剖の重要性を認識してもらえた。
- ✓ **検案医と執刀医の間の直接的な情報共有**
従来、検案医と解剖執刀医との間には警察が介在し、直接情報共有することはなかった。本事業によって検案医と解剖執刀医が直接連絡をして解剖結果について情報共有することが出来た。
- ✓ **グリーフケアの充実**
遺族に対して、医師の説明だけでなく、看護師等が寄り添い遺族会や電話等によるケアを継続的に実施。

今後の課題

- ✓ 単年度事業での人材育成が難しく、複数年度補助が望ましい
- ✓ 承諾解剖実施の際の警察官、検案医の負担軽減のため、コーディネーター（看護師）の活用
- ✓ その他（協力検案医の確保、遺品の管理、遠隔地のご遺体の対応（搬送時間・搬送費用など）

実施結果

解剖：15

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：15 薬毒物検査：1 血液生化学検査：7
組織学的検査：9 コロナPCR検査：2 その他検査：2

実施にあたって困難だったこと

- ✓ **警察協力体制の構築**
京都府警検視官室長が対象範囲の各警察署（15か所）に向き、理解を得るための説明を行った。（2～3週間程度）
- ✓ **協力検案医の確保**
高齢や経験年数の長い検案医には、承諾解剖の重要性の理解を得ることが難しかった。
- ✓ **搬送業者の確保**
大学への搬送にあたり、葬儀を伴わない搬送を事業者に依頼することは困難であった。
- ✓ **遺族の理解**
死因を明らかにする必要性を感じない遺族や、解剖そのものに拒否感のある遺族も見受けられた。
- ✓ **検案の質の担保**
検案医の教育システムがなかった。

事業の実施結果について②

大阪府（大阪大学）

事業開始前の課題

事件性のないご遺体の死因究明体制については、監察医制度のある大阪市に対し、大阪市以外は検査・解剖等できる体制がなく、府域での死因究明体制の均てん化が課題となっている。

事業成果

- ✓ **大阪市以外における解剖と遺族説明の実施**
本事業を実施するに当たって、死因究明拠点を大学に設置し対象の所轄警察署も選定することで、大阪北部の死因究明体制の構築ができた。
なお、約半年間で検案医がCT、検査、解剖が必要と判断し、遺族へ説明した実績は24件。（実施結果は右上のとおり。）
- ✓ **遺族からの死因究明に係る要望への対応の実現**

実施結果

解剖：1

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1 コロナPCR検査：1

※検査のみ実施した事例：1

死亡時画像診断：1、薬毒物検査：1 コロナPCR検査：1

実施にあたって困難だったこと

- ✓ **所轄警察署と検案医（警察医）の理解と協力**
モデル地域を選定するにあたり、所轄警察署と検案医の理解・協力が不可欠であるが、日頃から多忙な中で、追加で本事業への対応をすることがなかなか困難であった。
- ✓ **遺族の理解**
検案医から遺族に対して本事業に係る説明を行うも、想定以上に協力や理解を得にくかった。

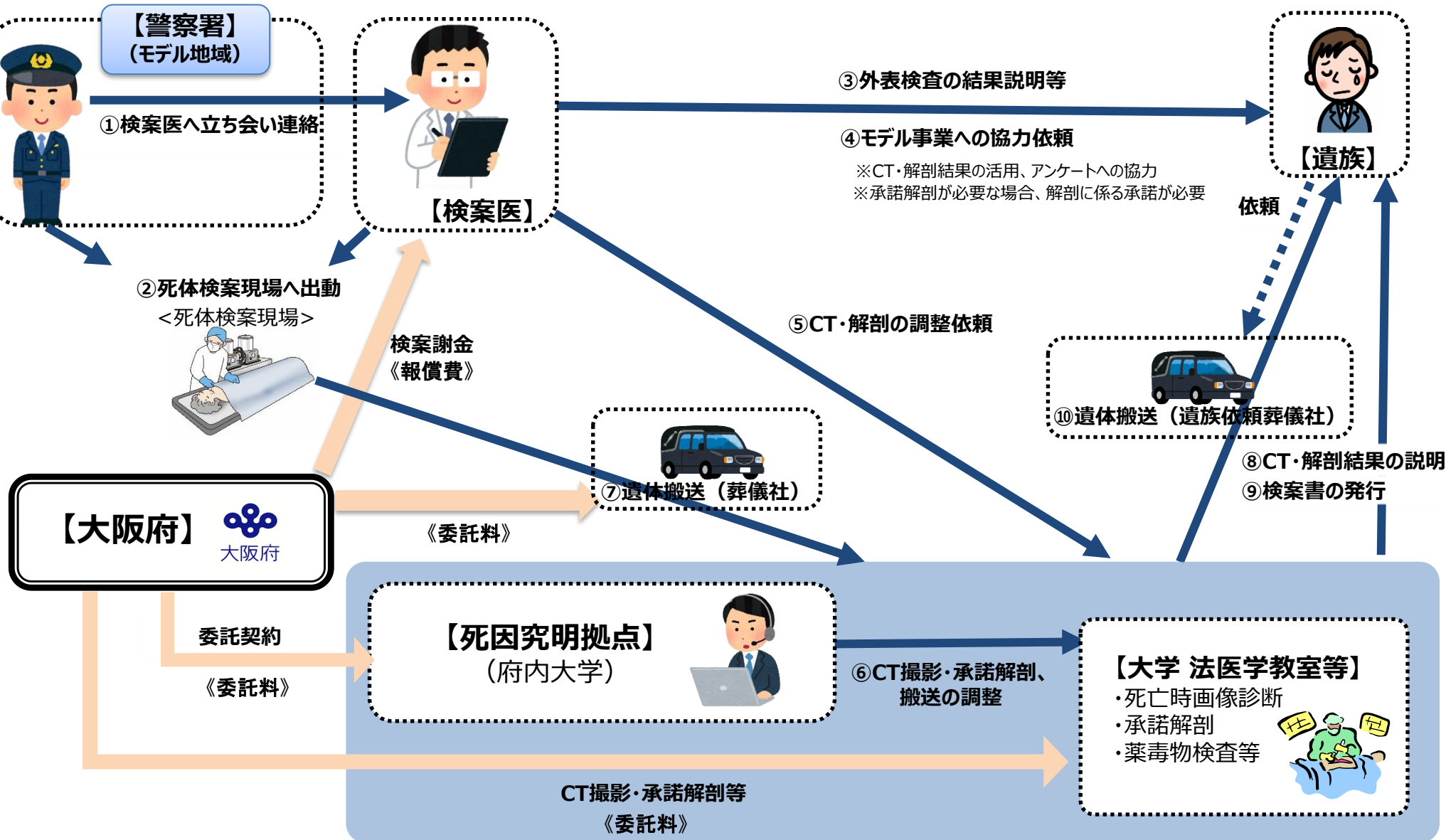
今後の課題

- ✓ 地域によって死因究明の関心度合いなど、特性が見られるのか検証が必要。
- ✓ 外表検査による検案結果を聴いて納得され、さらなる検査や解剖の必要性を感じない遺族が想定以上に多かった。遺族としては検査や解剖に時間をかけずに一刻も早くご遺体を返してほしいという思いがある。
- ✓ 死因究明に対する府民への普及啓発が必須。

令和4年度死因究明拠点整備モデル事業（厚労省補助事業）

【目的】

事件性のないご遺体の死因究明体制については、監察医制度のある大阪市に対し、大阪市以外は検査・解剖等できる体制がなく、府域での死因究明体制の均てん化が課題となっている。よって、死因究明に対する府民の理解促進と府域の均てん化を目的に実施する。



事業の実施結果について③

沖縄県（琉球大学）

事業開始前の課題

亜熱帯気候に属するため、亜熱帯地域で多く見られる感染症のリスクがあるなど、公衆衛生の向上を目的とした死因究明が求められている。承諾解剖は他地域と比べて多い一方で、公衆衛生上の観点のウェイトは大きくない。

事業成果

✓ 承諾解剖の必要な事例の明確化

死因究明の必要な事例についてある程度明確にできた。これにより、関係者と実施すべき解剖の種別についての方針をある程度共有できたものと考えられる。

✓ 死因究明機関間の連携強化

期間中は非犯罪死体の死因究明のみならず、傷害事件の創傷鑑定や、司法解剖、調査法解剖の実施についての相談なども多数あり、法医実務全般に関する関係者との連携が密になった。

✓ 各死因究明関係機関の役割の明確化

実施結果

解剖：5

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1 血液生化学検査：3
組織学的検査：4 その他検査：4

※検査のみ実施した事例：2

薬毒物検査：1 血液生化学検査：1

実施にあたって困難だったこと

✓ 人員の確保

法医解剖の執刀医は多くの地域で慢性的に不足しており、沖縄県でも同様である中、新たな事業を実施するのは困難であり、事務員を雇用する、関係者とのやり取りを一部メッセージアプリで行うなどで労力を軽減した。

✓ 解剖種別の判断が曖昧

捜査機関による解剖（司法解剖、調査法解剖）の対象となった死体に、公衆衛生の観点から死因究明すべき死体が一定数含まれており、どの制度で解剖するか判断が難しかった。

✓ 搬送業者の確保

普段取引をしていない法医学講座からの依頼はいずれの会社であれ受け難い部分があった。年間を通して散発的な依頼である場合、引き続き一定の困難を伴うと考えられる。

今後の課題

- ✓ 人材と資金の確保。
- ✓ 死因究明に対する考え方が統一されておらず、何をどの程度する必要があるのか明確でない。
- ✓ 各機関は多くの業務を抱えており、死因究明に対する明確な動機がない限り、継続的な実施や対象区域の拡大は困難。
- ✓ 公衆衛生に寄与するためには情報の集積も重要であり、解剖結果の取りまとめや報告についての系統的な仕組みが必要。

➤ 沖縄県における異状死体に関する承諾解剖実施方針

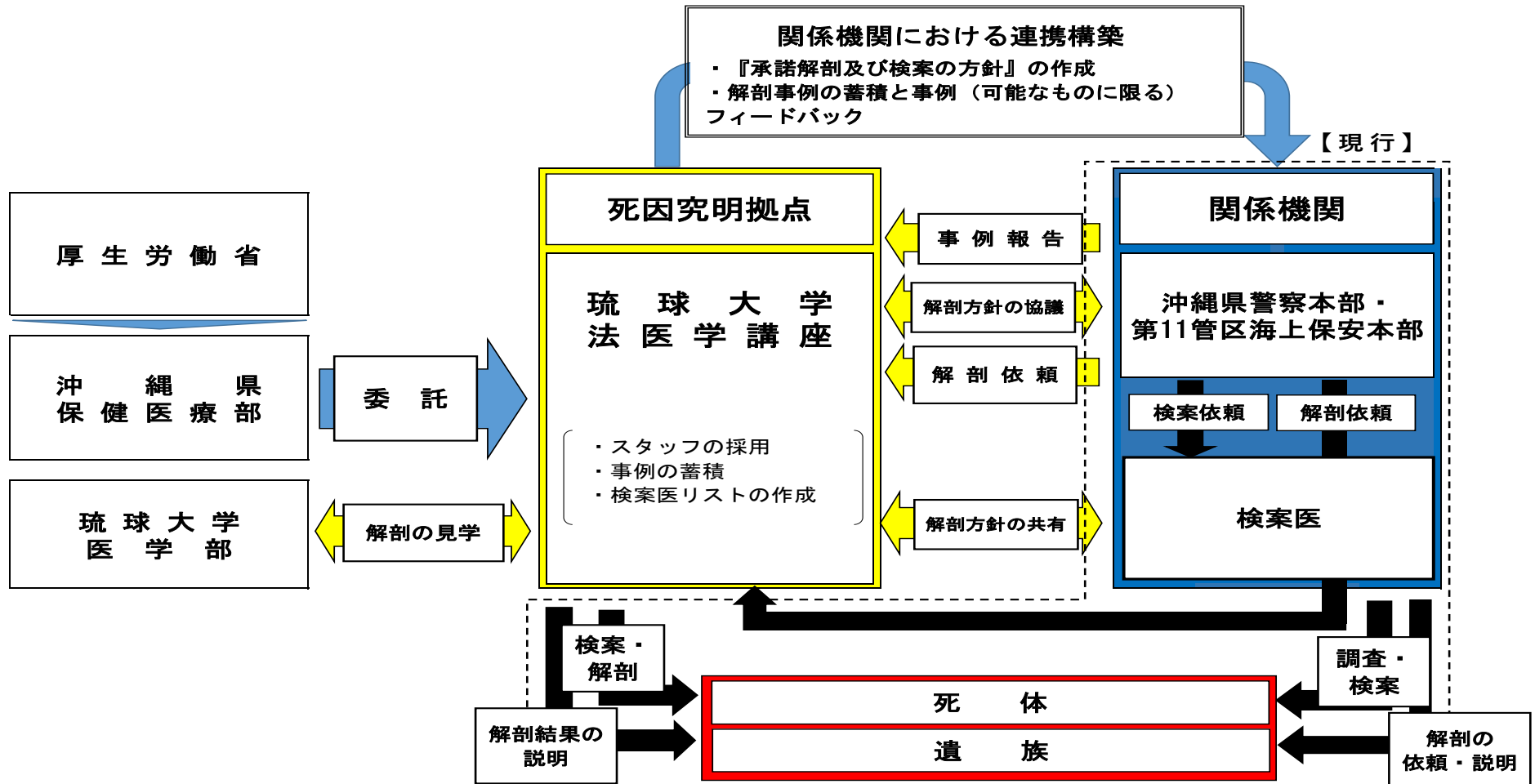
1. 初めに

- ◆ 本方針は、沖縄県警が司法及び調査法解剖について不要と判断した事例について、主として公衆衛生上の観点から、解剖の必要性を判断するための方針である。
- ◆ 実際の検案にあたっては、法医学的異状について十分に確認を行い、司法及び調査法解剖の必要性についても検討すること。
- ◆ 最終的な解剖・検案の方針については、検案医、沖縄県警及び、必要に応じ死因究明拠点との協議によって決定すること。
- ◆ 承諾解剖の受け入れについては沖縄県警、死因究明拠点との協議のうえ、ご遺族へ日程などについて説明し承諾を受けることが望ましい。
- ◆ ご遺族への承諾解剖の説明にあたっては、その必要性の説明を十分にするとともに、解剖の承諾、拒否いずれであっても、それ自体でご本人、ご遺族に不利益は生じない点を明確に説明すること。

2. 承諾解剖判断基準

以下の各項目について検案時に確認し、該当する場合、ご遺族に承諾解剖を勧めるかについて、沖縄県警ならびに必要な応じ死因究明拠点と調整を行うこと。

- ◆ 既往歴がない場合
- ◆ 非高齢者（65歳未満）の場合
- ◆ 内因死か外因死か判然としない場合
- ◆ 外表上所見が現れ難い死因がもっとも疑われる場合（熱中症、低体温症、乳幼児突然死症候群など）
- ◆ 承諾解剖の実施についてご遺族の希望があった場合



事業の実施結果について④

香川大学

事業開始前の課題

犯罪性がないと判断される事例について、医学的観点から薬毒物検査を必要と判断していても、検案医が実質的に検査を依頼できる機関がなく、検査の受け皿がない。

事業成果

- ✓ **死因判断の精度向上**
犯罪性がないと判断された事例における、検査受け皿の構築。
- ✓ **検案医の心理的負担の軽減**
薬毒物検査は、実施してみないとわからないことが多く、薬物検査の実施を通じ、薬物の関与がないことを確認できたことで、検案医の診断に対する負担感（漠然とした診断の曖昧さ）が軽減される。
- ✓ **臨床医からの薬毒物検査のニーズの発掘（事業対象外事例）**

今後の課題

- ✓ **専任人材の確保**（現員の大学教員が教育や研究に支障なく事業を遂行できることが必要）
- ✓ **警察官の協力のあり方**（現在は警察官の協力を得ずに事業を実施することが前提）
- ✓ **遺族の同意取得のあり方**（研究目的ではない中、同意を必要とすることで実施件数が大きく下がる）
- ✓ **事業周知期間の確保のためにも、2～3年以上の継続的な事業実施が必要**

実施結果

薬毒物検査実施件数：4

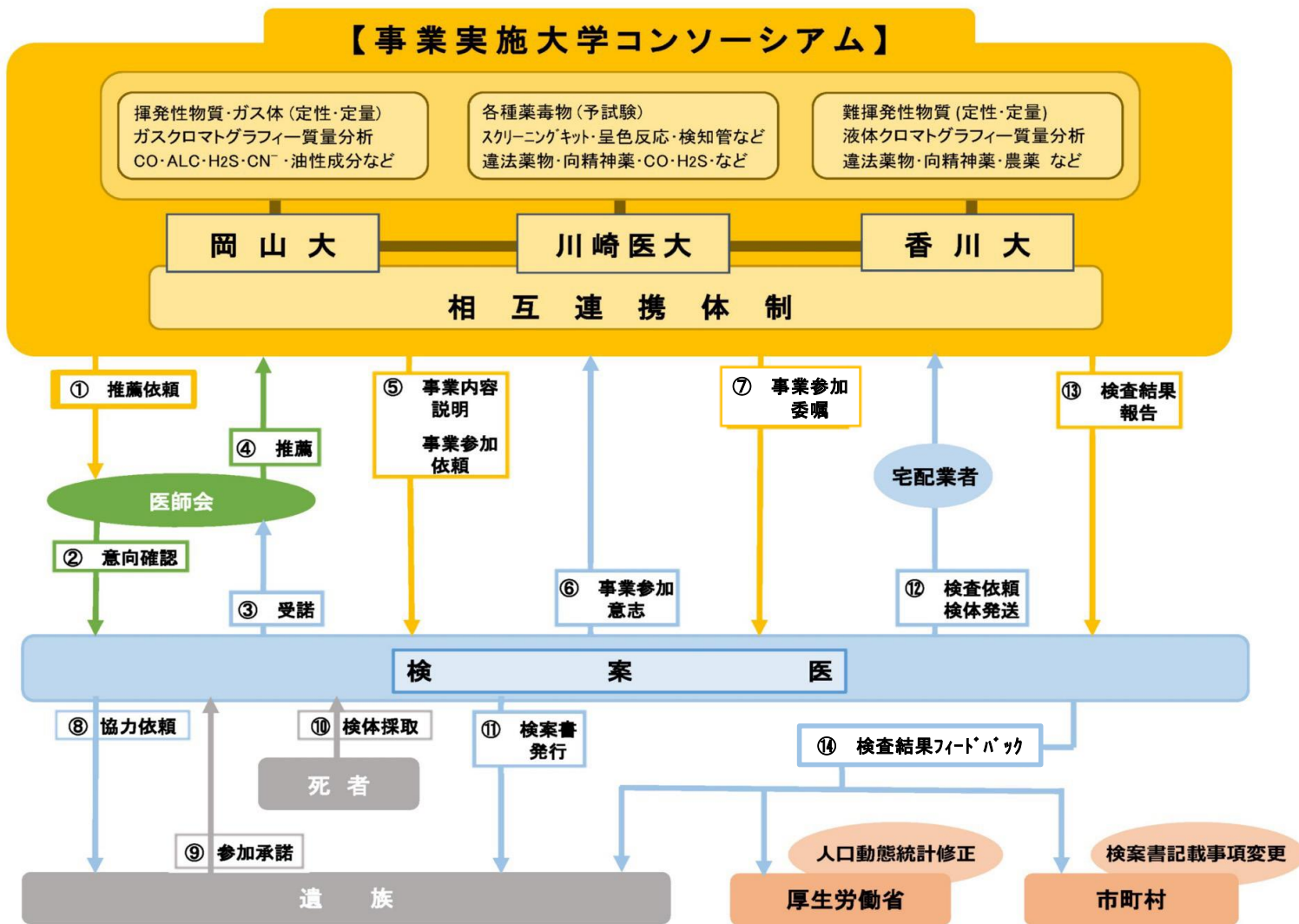
参考（※）：11

※ モデル事業の対象ではないが、薬物検査の実施を周知することで、依頼を受けた検査結果等（研究室の経費で実施した参考事例）

実施にあたって困難だったこと

- ✓ **高度な機器分析技術を有する人材の確保**
本事業の人員を公募をしても応募がなく、特に、高度な機器分析技術や解析能力を有する人材の確保が困難。
- ✓ **遺族の同意取得**
警察の協力なしでの同意取得は困難。（遺体は警察署に運ばれ、検案医が警察署で遺体を検案することが多いため、遺族と直接会わないことも多い。）
- ✓ **事業の認知不足**
検案医に対する周知を行っているが、多忙の中、検案医が本事業の存在を失念してしまっていた事例もあった。
- ✓ **配送業者との調整**
危険物としての梱包。配送できる事業所の少なさ。

死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)実施の流れ



各実施主体の関係者との調整方法について①

京都府

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
京都府立医科大学法医学教室	R4.2～3	法医学教室と打合せ	CTや解剖、その他の各種検査の受入体制について
警察	R4.3～4	京都府警（検視官室）に協力依頼	事件性なしと判断された後の承諾解剖へ至る手順・手続きについて
警察医会	R4.3～4	警察医会に協力依頼	承諾解剖についての協力依頼
医師会	R4.5	京都府医師会に協力依頼	承諾解剖についての協力依頼
葬儀業者	R4.5	過去の搬送協力事業者に協力依頼	運用と費用について調整
その他団体（臨床宗教師）	R4.5	龍谷大学、西雲院に協力依頼	臨床宗教師の派遣と遺族ケア会場について協力依頼

大阪府

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
大阪大学法医学教室	R4.1～4	<ul style="list-style-type: none"> 自治体担当部局から法医学教室と打合せ 地方協議会を開催し合意 	CTや解剖の受入体制について
警察	R4.1～6	<ul style="list-style-type: none"> 自治体担当部局から警察本部と打合せ 自治体担当部局からモデル地域の所轄署と打合せ 	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域の選定について 所轄署への協力依頼について
医師会	R4.4～6	モデル地域の検案医（警察医）協力依頼前の事業説明（警察医会、地元医師会）	検案医（警察医）への協力依頼について
葬儀業者	R4.5～6	事業説明	遺体搬送の協力依頼について

各実施主体の関係者との調整方法について②

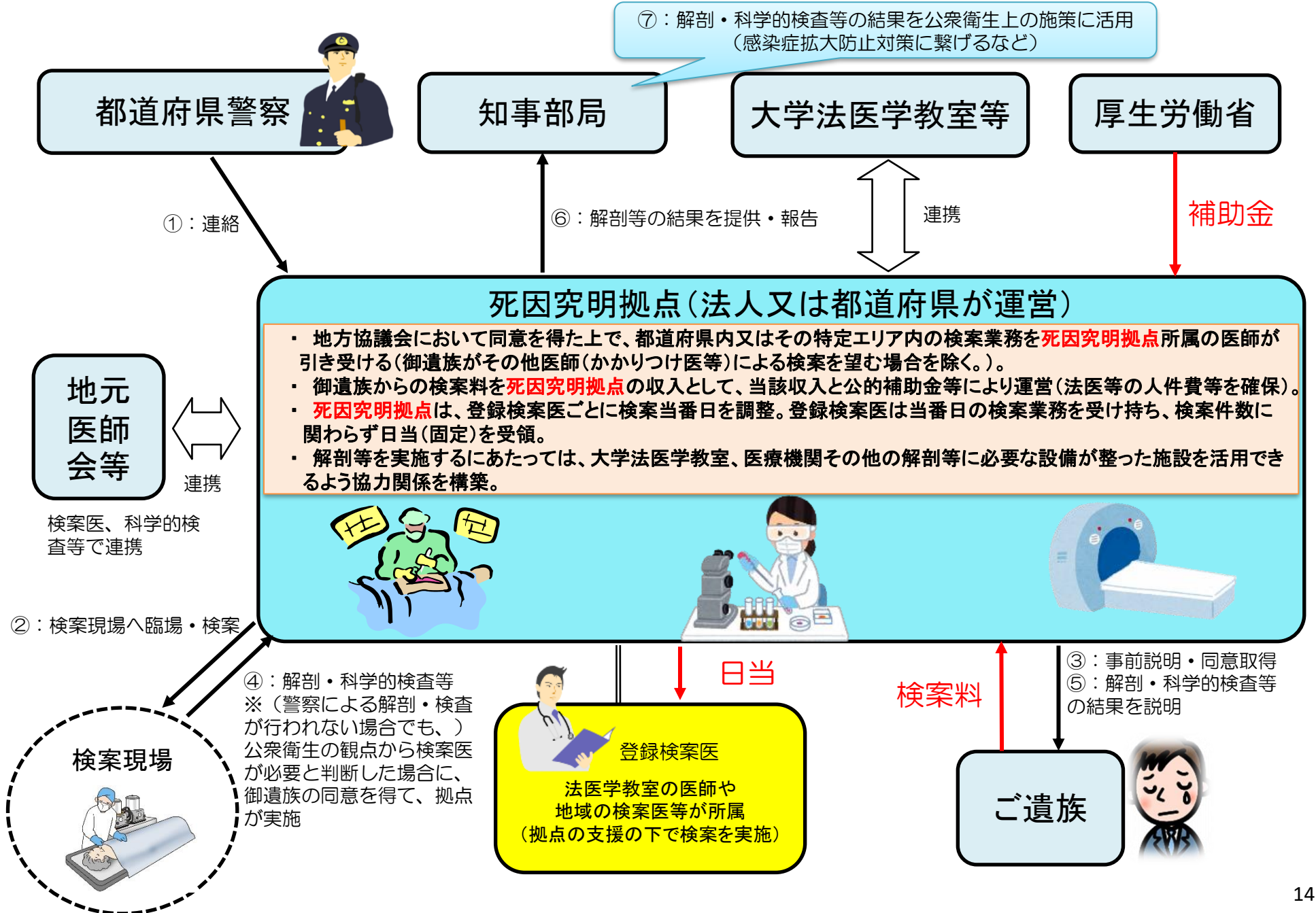
沖縄県

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
琉球大学法医学講座	R4.9 1ヶ月程度	・自治体担当部局と琉球大学法医学講座による打ち合わせ ・沖縄県死因究明等推進協議会	事業スキーム、事業必要経費、本県の死因究明体制の課題等について検討を行った。
県医師会	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
県歯科医師会	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
地検	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
警察	R4.9 1ヶ月程度	・自治体担当部局と沖縄県警察本部による打ち合わせ ・沖縄県死因究明等推進協議会	自治体担当部局から沖縄県警察本部に対し、事業スキームの説明、事業の実施にあたり必要な協力（死因不明遺体の情報提供、遺体の搬送等）の依頼を行った。
海保	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。

香川大学

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
事業予定の機関（岡山大学大学院、川崎医科大学法医学教室、香川大学法医学）	R4.3～5	対面会議	コンソーシアムの形成、協力体制の構築
協力いただく県医師会関係者、警察協力医会等	R4.8～12	関係者、会長等と面談し、協力要請（対面）	事業参加への依頼
運送業者	R4.8～12	対面・メール等	搬送方法の確認

将来的な事業スキームの例



参考：将来的な拠点運営のイメージ

※あくまでもイメージであり、実際の運営は地域の状況に応じて検討

1. 想定条件（目標値）

- <対象エリア>
 - 県内全域
- <検案数>
 - 件（県内警察取扱死体数の約●%）
- <死亡時画像診断の数>
 - 体（検案実施数のうち●%）
- <承諾解剖の数>
 - 体（検案実施数のうち●%）
- <拠点>
 - ▲▲年■月から新規に設置
 - ・運営主体は県（又は法人）

2. 死因究明拠点の体制

- <拠点の施設について>
 - ・死亡時画像診断に必要な施設・整備は●●大学法医学教室、●●病院及び●●病院を利用
 - ・解剖に必要な施設・設備は●●大学法医学教室を利用
- <拠点に登録する検案医>
 - 人
 - ・1日●名体制（1人あたり月●回程度当番日あり）
 - ・所属検案医の属性は警察協力医：●●人、法医学教室医師：●●人
- <解剖を担当する法医>
 - 人（●名あたり年間●体）
 - ・●●大学法医学教室の医師とは別に●名を新規で雇用
- <その他職員>
 - 臨床検査技師 ●人、事務職員 ●人

3. 死因究明拠点の収支

<収入>

【検案料】

$$(\text{検案数}) \times (\text{検案料}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【国庫補助金】 ※解剖・死亡時画像診断実施分（それぞれの単価は人件費含む）

$$(\text{死亡時画像診断単価}) \times (\text{件数}) \times 1/2 = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

$$(\text{承諾解剖単価}) \times (\text{件数}) \times 1/2 = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【都道府県補助金】 ※運営主体が法人で、都道府県の補助がある場合

$$(\text{死亡時画像診断単価}) \times (\text{件数}) \times 1/\bullet = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

$$(\text{承諾解剖単価}) \times (\text{件数}) \times 1/\bullet = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【その他収入】

寄付金 ●●●●円

その他 ●●●●円

合計 ●●●●●円

<支出>

【検案医師への日当】

$$(\text{日当金額}) \times (\text{延べ日数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【死亡時画像診断の外部施設委託料】

$$(\text{単価}) \times (\text{件数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【人件費】

$$(\text{単価}) \times (\text{法医数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

$$(\text{単価}) \times (\text{臨床検査技師数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

$$(\text{単価}) \times (\text{事務職員数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【解剖施設の借用料】

$$\bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【遺体搬送料】

$$(\text{単価}) \times (\text{件数}) = \bullet\bullet\bullet\bullet\text{円}$$

【その他、解剖に必要な経費】

消耗品費等 ●●●●円

その他運営費 ●●●●円

合計 ●●●●●円